

平成 22 年 11 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウントティング・サポート部

**企業会計基準公開草案第 44 号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」等
に対するコメント**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 22 年 9 月 3 日付で公表されました「連結財務諸表に関する会計基準(案)」(以下、「会計基準案」という)等について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三の改正について(会計基準案 第 7-2 項)**【意見】**

提案されている改正の方向性について同意する。ただし、本改正による適用時期については、実務負担を考慮し、慎重に決定する必要があると考える。

【理由】

本会計基準案 49-3 項で記述されているように、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いは、基準設定当初に比べ、特別目的会社を利用した取引が拡大するとともに複雑化・多様化しており、また、実務上は、当該規定の設定当初において想定されていなかった取引に対して適用されているケースも見受けられる。このことから、会計処理が取引の実態から乖離する可能性が生じ、当該規定の本来の趣旨を逸脱して財務諸表の比較可能性を阻害することが懸念されている。

こうした懸念を解消するために、本会計基準案の方向性には同意するが、その適用においては、新たに特別目的会社についての支配の有無を判断し連結の範囲を検討することなど実務負担が増加するので、適用時期については慎重に決定する必要があると考える。

以 上